島本町立歴史文化資料館の保全・活用に関する課題整理と今後 の方向性について —駅周辺におけるまちの魅力づくり—

島本町

令和6年2月

目 次

1		背景と	課題	. 1
	1	- 1	背景	. 1
	1	- 2	課題	. 2
2		施設の	位置づけと現状	. 3
	2	- 1	資料館の概要	. 3
	2	- 2	登録有形文化財としての位置づけ	. 4
	2	- 3	資料館の機能と利用状況	. 5
	2	- 4	法・条例・計画上の位置づけ	. 6
	2	- 5	事業費の推移	. <u>c</u>
	2	- 6	資料館周辺施設(史跡桜井駅跡史跡公園)の概要1	C
3		課題整	翌理とにぎわいづくりにおける観点1	1
	3	- 1	課題整理1	1
	3	- 2	にぎわいづくりにおける観点1	2
4		保全·	活用の今後の方向性1	. 4
5		今後の)事業スケジュール1	6

1 背景と課題

1-1 背景

島本町立歴史文化資料館は、史跡桜井駅跡の記念館(麗天館)として昭和16年に建設された建物です。平成16年に大阪府から無償譲渡を受けた後、大規模改修を行い、平成20年に資料館として開館しました。開館後は、広く住民のみなさまをはじめ、島本町を訪れる方々に島本町の歴史と文化を知っていただけるよう、資料の常設展示や企画展を行うとともに、芸術・文化をはじめ、にぎわいづくりに関する住民団体によるイベントなどにも利用されています。また、令和5年7月1日からは、交流の場として、「舞台・展示室」と「正面広場」を、住民のみなさまに広く貸し出しています。

本資料館は、JR島本駅前という好立地に位置しており、また、国の登録有形文化財になっていることから、地域活性化を目的として、施設のさらなる活用が期待されています。これまで、条例上の施設の設置目的は、大阪府から譲渡を受けた際の条件を踏まえ、「郷土を中心とした歴史、考古、民俗等に関する資料の展示とその活用を図ること」となっておりましたが、条件を付する期間が満了したことを受け、より駅前の立地にふさわしい活用方策を検討する時期となったことから、令和5年7月に条例改正し、施設の設置目的を定める条文に「文化財施設を住民交流の場として提供することにより地域活性化を図ること」を新たに追加し、より多くの方にご利用いただくことを目指したところです。

本資料館はもとより、駅前ロータリーを挟んだ北側に位置する史跡桜井駅跡史跡公園を含めた施設は、市街地の中心に位置しており、にぎわいづくりという観点から更なる活用策が期待できるポテンシャルの高い拠点であると考えられます。

また、JR島本駅周辺を拠点に阪急水無瀬駅を結ぶ都市軸の魅力を創出することで、旧西国街道を通じた周遊者の増加から町内全域のにぎわい創出につながる効果も期待できます。

これらの目的を踏まえ、今後のさらなる活用促進にむけて、どのような手法により、どのような機能を有する施設になることがよいのか、また、本資料館が耐火性や気密性の低い木造建築であり、保存環境としての最適性を有しない中、これまで本資料館が担ってきた資料の展示と活用という機能をどのように継続していくか、さらに、それらを実現させるために、建物の改修等はどのような手法を選択するのがよいかを調査研究するために、基本的な考え方を整理したものです。

1-2 課題

本資料館は昭和16年に建設されていますが、現在までに耐震診断を行っていないことから、安全・安心の観点から、施設を継続的に活用していくためには、必要な耐震性能を有しているかの診断を早期に行う必要があることに加え、建物内外の老朽化も進み、展示室に空調設備もないため、特に夏季や冬季においては、館内での催し物などの使用が困難な状況となっています。

本資料館は、文化財建造物を後世に幅広く継承していくことを目的とした国の登録 有形文化財であることから、施設を保全するためには、耐震や空調などの問題に対応 し、適正な維持管理を長期的かつ計画的に行う必要がありますが、整備に関する具体 的な方針が決定していません。

また、令和4年度の年間入館者数は15,391人(約43人/日)と、市町村が運営する 資料館としては、多くの方に来館いただいているものの、若年層を中心に、関心の低 いかたにとっては、駅前という場所にありながらも、利用する機会はあまりないのが 現状です。

また、全国的には、民間活力を導入するなど、にぎわいづくりの観点を取り入れることで、歴史的建造物が有している文化財的価値を活かしたまちづくりが行われている中、本町においては、現在有する機能以外を見出す抜本的な方策が見つかっていないことが課題となっています。

平成20年にJR島本駅が開業し、その後駅の西側では土地区画整理事業によってまちづくりが計画され、現在は住宅や商業施設などの新たな都市機能が備わってきています。島本駅東側周辺は、その南東約500mに位置する阪急水無瀬駅周辺に比べて、商業機能の集積は少ない状況となっています。また、東側駅前から旧西国街道を北へ進むと広瀬地区にある水無瀬神宮や、山崎地区にあるサントリー山崎蒸溜所にアクセスできますが、JR山崎駅や阪急大山崎駅を利用される観光客が町の南北を周遊する機会は少ない状況です。

本資料館の駅前ロータリーを挟んだ北側には、史跡桜井駅跡史跡公園が位置していますが、イベントで利用される一部の機会を除き、日常的な活用の幅は他の公園と同様の状況となっています。

2 施設の位置づけと現状

2-1 資料館の概要

名称:島本町立歴史文化資料館

所在地:島本町桜井一丁目3番1号

所有・管理運営者:島本町

建設:昭和16年(1941年)

構造:木造平屋建、瓦葺

建築面積: 421 ㎡ 敷地面積: 1888 ㎡

入場料:無料

昭和16年(1941年)、史跡桜井駅跡の記念館として建てられました。当時、大阪 財界の重鎮であった一瀬粂吉(いちのせくめきち)氏が当地を訪れた際に、楠公父子 の忠孝に感激し、有志と共同で、史跡桜井駅跡の拡張整備事業に尽力し記念館を建 設、島本町がその管理にあたりました。正面玄関には近衛文麿(このえふみまろ)の 書で「麗天館」と書かれた扁額が掲げられました。

大阪府立青年の家の講堂として開放されていた時期もありましたが、青年の家閉所後の平成16年、島本町が大阪府から無償譲渡を受け、「島本町立歴史文化資料館」として同16年4月1日に条例制定により設置しました。

その後、施設・設備などの改修を経て、広く住民の皆様をはじめ、島本町を訪れるかたがたに島本町の歴史と文化を知っていただけるよう、平成20年4月12日に資料館として正式開館をしました。

2-2 登録有形文化財としての位置づけ

島本町立歴史文化資料館は JR 島本駅の駅前に所在する木造平屋建の建物です。

本資料館の北東には国史跡「桜井駅跡」が史跡公園として整備されています。この地は建武3年(1336年)に楠木正成が足利尊氏を迎撃するため湊川に出陣する際、息子の正行に河内への帰国を告げ、「いつの日か必ず朝敵を滅ぼせ」と諭して別れた場所と伝えられています。明治に入って整備、拡張の計画が進められ、一時中断(日露戦争)しましたが再開され、多くの寄付が集められました。そして「桜井駅跡」が大正10年に国史跡に指定されました。本資料館も「記念館」として建設され、後に「麗天館」と名づけられました。平成16年より「島本町立歴史文化資料館」として町の郷土史を学ぶ拠点として活用されています。

本建物は桁桁 11 間、梁間 7 間と大きく、入母屋造桟瓦葺の建物に裳階(もこし)を廻らせて、正面には入母屋屋根の玄関を構えています。第二次世界大戦開戦の直前に建てられたという時代背景を反映してか、全体的に簡素ではありますが、日本の伝統的な社寺建築の要素を用い、規模に相応しい堂々とした意匠にまとめられています。内部は大空間で折上格天井を張り、現在展示室として使われている中央のホールには回廊が廻っています。片側に設けられた舞台は、当初演壇として使われていました。

島本町立歴史文化資料館は、地域の歴史を象徴する風格のある会堂建築として、登録基準(一)「国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当するものとして評価され、平成27年8月4日に、正式に「島本町立歴史文化資料館(旧麗天館)」として文化財登録原簿に登録されました。

2-3 資料館の機能と利用状況

■ 文化財の展示

島本町は、まちの中心を旧西国街道が通り、また三川合流の地で、古来水陸交通の要衝として栄えてきました。常設展では、旧西国街道を中心に後鳥羽上皇を祀る水無瀬神宮や史跡桜井駅跡など、数々の文化財を紹介しています。また、縄文時代から近世にわたる遺跡の出土品も展示しています。

【主な常設展示物】・・・令和4年度来館者 5,063人

須恵器 大甕、水無瀬駒 関連資料、桜井周辺図(吉田初三郎画)、考古資料、摂 津職嶋上郡水無瀬荘図(複製品)、後鳥羽上皇・史跡桜井駅跡関連資料、戊辰戦 争関連資料、民具、ジオラマ資料、水無瀬離宮移築復元庭園(前庭)など

【令和4年度開催企画展】全7回・・・令和4年度来館者 10,328人 「令和3年度 寄贈資料大集合!」「遷幸 ~隠岐の島のごとばんさん」 「町内発掘調査成果速報展」「後鳥羽院と水無瀬」「未公開資料の実物展示」 「水無瀬駒関連資料 実物展示」「むかしの道具展」

■ 講演会・コンサート・イベントの開催

歴史文化に関する講演会や、クラシック音楽を中心としたコンサートを開催しています。また、住民団体などによる発表会や朝市などのイベントに利用されています。また令和5年7月からは団体のみならず個人利用も可能となっています。

【令和4年度の企画展・催物】

講演会(3 回)・・・令和 4 年度来館者 計 100 人 コンサート(5 回)・・・令和 4 年度来館者 計 465 人

各種団体の発表会等の催物

【令和4年度の団体施設使用による催物一覧】

朝市(通年・週2回)、

その他、農林業祭、SMALLによるタヴェルネッタ・シマモト、

一般社団法人島本交流協会による高島産直新鮮市など、のべ18回

■ 文化財調査員事務所・保管場所としての機能

館内には、文化財調査業務をはじめ文化財保全に関する業務全般を行うための執 務室機能と、館内外に文化財や備品等を保管しています。

■ 図書館の図書の返却

島本町立図書館で借りた図書などを、館内受付でも返却することができ、多くの 方が利用しています。

2-4 法・条例・計画上の位置づけ

本資料館に関する法律上の位置づけは、文化財保護法第57条における登録有形文化財に位置付けられております。また、島本町立歴史文化資料館条例においては、資料展示と活用による住民の郷土理解と文化的向上また、住民交流による地域活性化を目的としております。

町の諸計画においては、文化財の保全活用の重要性を掲げ、文化財の位置づけである本資料館についても保全活用を図り、情報発信・交流拠点として活用することが示されています。

■ 文化財保護法・・国登録有形文化財(平成27年8月4日登録)

法第五十七条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

法第六十条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

■ 島本町立歴史文化資料館設置条例

設置目的・・①資料の展示と活用による住民の郷土理解と文化的向上 ②住民交流による地域活性化

条例第1条 郷土を中心とした歴史、考古、民俗等に関する資料を展示し、及びその活用を図り、住民の郷土理解と文化的向上に資するとともに、文化財施設を住民交流の場として提供することにより地域活性化を図るため

■ 第五次島本町総合計画(6-2 歴史・文化:一部抜粋) めざすまちの姿・・住民がまちの歴史や文化に愛着や誇りをもち、歴史遺産や文 化芸術に親しむ環境が整ったまちをめざします。

現状と課題・・

- 長い歴史の中で伝えられてきた歴史文化遺産は、住民の貴重な財産であり、大切に保存して次の世代に伝えていくことが必要です。また、まちの魅力や誇りとして、観光、にぎわいづくりなど、まちづくりの資源として活用していくことも重要です。
- 歴史文化遺産の保存と活用や、文化芸術活動の振興により、住民の郷土への理解や愛着を高め、心豊かな地域社会を築いていくことが必要です。
- 歴史文化資料館の耐震化が課題となっています。

施策の方向・・

①歴史文化資料館の活用

- 歴史文化の情報発信拠点として、また、住民の交流の場として、有効活用 を図ります。常設展の入れ替えや企画展の開催など、展示内容の充実に努 めます。
- ②文化財の保護と調査研究
 - 文化財の保存・活用・保護に努めていきます。
- ③歴史文化遺産を活用した地域づくり
 - 歴史文化遺産をまちづくりのための資源として活用します。
- 第2期島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略 (施策方向1-2 地域資源の活用と魅力の発信・①歴史・文化:一部抜粋) 具体的な施策・・
 - 歴史文化資料館の活用(情報発信・交流拠点としての活用など)
 - 歴史文化遺産の保全と活用(文化財保護、歴史や文化の紹介など)
- 島本町公共施設総合管理計画

(1-8 その他福祉・教育文化関連施設(歴史文化資料館:一部抜粋) 現状と課題・・

● 今後、必要な耐震性能を有しているかの診断を行う必要があります。また、空調設備がないため、夏季及び冬季は、館内での催し物などの使用は困難な状況です。

今後の基本的な方針・・

● まちのにぎわいづくりに資する活用を検討します。

施設の維持保全に関する方針・・

- 専門家による法定点検のほか、職員の近接目視による点検を適宜実施し、 劣化が顕著な箇所から優先的に修繕を行うことで、施設の機能保全を図り ます。また、施設の築年数などを踏まえ、今後長期間の使用が可能な施設 については、施設改修の年次計画を策定し、計画的に実施していくことに より、長寿命化を図ります。
- 島本町都市計画マスタープラン(一部抜粋) 将来の都市構造・・
 - 歴史・文化拠点として、本町の歴史と文化を代表し発信する中心地を形成 全体構想における水と緑と歴史文化資源のまちづくりの方針・・
 - 史跡桜井駅跡などの歴史文化資源については、地域の歴史・文化特性を特 徴づける重要な緑化空間として、文化遺産を後世に伝承するとともに、整

備と維持・管理を行い、周辺地域の憩いの場として保全・活用を図ります。

地域別構想におけるまちづくりの方針・・

- 町立歴史文化資料館をはじめ、旧西国街道や史跡桜井駅跡、水無瀬神宮などの歴史文化資源が数多くあることから、地域住民が日常的にそれらに親しみ、郷土愛を深められるよう、歴史文化資源の保全・活用を推進します。合わせて歴史文化資源の周辺においては、それらと調和した景観形成に努めます。
- 町立歴史文化資料館をはじめ、旧西国街道や史跡桜井駅跡、水無瀬神宮などの歴史文化資源を観光の観点から空間整備、活用などを検討し、魅力ある中心市街地の形成に努めます。

■ 島本町景観計画(一部抜粋)

景観上の特性・・

- 山崎から広瀬、JR島本駅付近にかけての旧西国街道沿いでは、趣を感じ させる歴史景観が形成されています。
- 駅周辺の玄関口となるまちなみ景観は、多くの方が利用する場所でもある ことから、普段から意識される方も多く、駅前の拠点としてふさわしい景 観づくりが求められています。

景観形成の方針・・

● 市街地内に点在する自然や歴史等に関連する景観の資源についても目を向け、関わりを大切にし、住み良さ・住み心地を高めていくことをめざします。

旧西国街道区域の目標像・・

● 旧西国街道は往来の中心として栄えてきました。現在も街道沿いには歴史を伝える資源が点在するとともに、家屋の外観やその連なりのなかに、趣を感じさせる景観が形成されています。このような街道沿いの景観を守り育てていきます。

2-5 事業費の推移

各年度の歴史文化資料館管理費は、文化財調査等の業務を兼ねる職員人件費や、現在の施設を維持管理するための委託料等が占めています。年度によって、工事請負費や備品購入費において多少の変動がありますが、大規模な修繕や改修は実施せず、日常的な維持管理が中心となった予算執行となっています。

(単位:円)

決算額	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
報酬	-	-	4,880,444	4,838,328	5,109,425
賃金	2,027,630	2,013,575	-	-	-
職員手当等	-	1	325,536	533,345	500,104
報償費	50,000	80,000	I	5,000	50,000
旅費	-	Ι	59,520	59,520	-
需用費	1,724,963	1,872,798	1,411,448	1,322,678	1,394,701
役務費	451,366	501,092	450,264	219,544	202,425
委託料	942,597	972,610	919,535	787,367	962,197
使用料等	5,212	I	40,000	ı	-
工事請負費	721,116	Ι	I	I	705,100
備品購入費	1,099,200	311,040	16,500	215,380	32,400
合計	7,022,084	5,751,115	8,103,247	7,981,162	9,271,425

※歴史文化資料館管理費のみ。令和2年度から会計年度職員に関する制度見直しのため、人件費の費目の変更が生じている。

2-6 資料館周辺施設(史跡桜井駅跡史跡公園)の概要

名称:史跡桜井駅跡史跡公園

所在地:島本町桜井一丁目3番6、9番1

所有・管理運営者:島本町

敷地面積:4,684 ㎡

桜井駅跡(桜井駅は「太平記」において登場する場所)は、大正10年(1921年)に史跡に指定されており、敷地内には石碑などが並べられています。施設北側は駐輪場、南側は駅前ロータリーとなっています。平成20年に大阪府から無償譲渡を受け、町が史跡公園として整備しました。

主に近隣の方が憩いの場として利用していますが、休日はイベントなどが開催されることもあります。令和5年4月1日から都市公園法に基づく都市公園となっています。

【公園内で実施されている主な取組】

朝市、農林業祭、手づくりコミュニティ市、島本音楽フェスティバル、ウイスキー100年フェスティバル、島本ダブルダッチフェスタ など

3 課題整理とにぎわいづくりにおける観点

3-1 課題整理

■ 登録有形文化財としての価値のさらなる認知度向上の必要性

平成8年に、文化財建造物を守り、地域の資産として活かすための制度として「文化財登録制度」が誕生しました。この制度は、登録された文化財を、届出制という緩やかな規制を通じて、保存が図られながら、まちづくりや観光などへの積極的活用が促されることを目指すものです。

本資料館も平成27年に登録有形文化財として位置付けられたことから、将来にわたり保存を行い、かつ、積極的に活用していくことが前提となっていますが、文化財としての価値はもとより、このような経緯を踏まえた今後のビジョンを、町全体で具体化し、共有していく必要があります。

■ 耐震診断が未実施

開館以降これまでも、資料の展示や催物の開催、文化財事業の執務室として、多くの来館者や職員が利用しており、今後も貴重な文化財としての保全を図りながら、より幅広く多くの方に安心してご利用いただく必要があります。

しかしながら、現時点においては、耐震機能を有しているかどうかを判断するための診断が実施できていないため、安全・安心に施設を利用するためにも、早急に対応する必要があります。

■ 空調機能が未整備

執務室には空調機器を設置していますが、展示室には空調機能がなく、特に夏季・ 冬季において館内で長時間滞在していただくには、決して望ましい環境とは言えず、 今後一年を通じて施設の活用を一層促進するには支障がある状況となっています。

■ 気密性・耐火性の不足

本資料館は貴重な文化財を保存・展示するという役割を担っていますが、現在の施設は気密性・耐火性の低い木造建築であり、文化財を後世に残すための施設としては適していない状況となっています。

■ JR島本駅周辺におけるまちの魅力づくりにおける、本資料館と周辺の施設の価値や、住民ニーズの把握

本資料館や史跡桜井駅跡史跡公園は、島本町内のみならず町外からの集客効果が見 込める立地条件であるため、土地や建物の有効利用が他の施設と比較しても求められ る場所に位置しています。本資料館の現状として、展示物やイベントの鑑賞、また図書の返却やハイカーの休憩スポットとして利用されることが多いものの、若年層をはじめとした歴史文化に関心の低い方や町外にお住まいの方などにとっては、日常的に利用する機会はあまりない状況となっています。また、令和5年7月からは有料での個人利用も可能となり、文化財登録制度に掲げる趣旨としても文化財の保全のみならず、まちづくりや観光という観点など、より幅広い積極的な活用が期待されています。本史跡公園についても、憩いの場やイベント会場として一定利用されているものの、中心市街地における住民の集いの場としてさらなる活用が期待される場所となっています。

そのため、施設の活用をより一層促進させるためには、施設そのものの価値をさらに向上させるような機能が必要ですが、行政施設としての機能はすでに他の施設でも一定満たされているため、これまでの行政中心の機能以外に、この場所でどのような価値を提供することが可能なのか、また島本町が魅力あるまちづくりを進める中で、どのような価値を新たに提供すべきなのかを、具体的に整理できていないことが課題となっています。

魅力ある施設として新たな機能を提供する前提として、地域住民や町外の潜在的来訪者が、本資料館やその周辺の施設においてどのような機能が不足していて何を必要としているのか、あるいは今は必要でなくても、どのような新たな機能が付加されたときに、人が「是非一度訪れたい」と思えるのか、を具体的に把握することが望ましいと考えています。

3-2 にぎわいづくりにおける観点

■ にぎわいづくりの諸目的

島本町のにぎわいづくりにおける大きな目的は、人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保することです。また、サントリー山崎蒸溜所から観光客を周遊させることなどによる関係人口の増加と、それらに付随する商業的なにぎわい創出により、持続可能な地域社会を形成していくことを目指しています。

さらに、エリアごとで主な目的を細分化しており、対住民に対するにぎわいづくりの目的としてはシビックプライドの高揚を、対近隣に対しては、マイクロツーリズムの誘発を、対広域に対しては、地域ブランドの確立・「島本」に対するイメージ形成の促進を図ることを目指しています。

■ 目的達成のための活用の可能性

サントリー山崎蒸溜所からの観光客の周遊や、関係人口増加による商業的なにぎわい創出につなげるために、本資料館や周辺の施設を活用することは、駅前という立地

条件や建築物の文化的価値を踏まえると、一つの手法として十分に可能性があると考えられます。

令和4年度から開催されている、地域資源を活用したこと興し事業として、町内の 飲食店が出店したタヴェルネッタ・シマモトがあります。本イベントは、本資料館前 庭で実施され、当日個性ある町内店舗が出店し、飲食物の提供やお土産となるような 商品の販売を行い、多くの来場者が訪れました。

また、令和5年度から実施されているウイスキー100年フェスティバルや島本ダブルダッチフェスタは、本資料館や史跡桜井駅跡史跡公園で開催され、島本町の地域資源を表現することで、地域資源の認知度向上にも寄与するイベントとして、町内外のウイスキー愛好家やダブルダッチファンをはじめ、注目を集めています。

これらのイベントは、本資料館をはじめJR島本駅を拠点とした新しい商業的なに ぎわいづくりの取組の一つとして期待できるもので、先述の諸目的を踏まえたもので あり、また、イベントで認知された地域資源や町内飲食店が、イベント時以外でも新 たな経済効果を生み出せるきっかけとなることが期待されます。

しかしながら、施設利用という視点において、これらのイベントは、一時的な活用であることから、一年を通して日常的に多くの方が施設を利用いただいた結果として、施設のみならず町全体のにぎわいづくりに関するこれらの目的(シビックプライドの高揚・マイクロツーリズムの誘発・地域ブランドの確立・「島本」に対するイメージ形成の促進)が達成されるような、民間活力を活用した新たな事業スキームの検討が望ましいと考えています。

4 保全・活用の今後の方向性

■ 登録有形文化財としての価値の認知度向上

登録有形文化財である本資料館を、「文化財登録制度」の趣旨に基づき、適切かつ計画的に保存を図りながら、まちづくりや観光などへの積極的活用を促進することで、施設の価値の認知度向上が図れるよう、にぎわいづくりの観点を重視しながら、今後の施設の保全・活用に関するビジョンを具体化し、共有していきます。

■ 耐震化への対応

今後も登録有形文化財としての保全を図りながら、より幅広く多くの方に安心して ご利用いただくため、早期に耐震診断を実施するとともに、診断結果を踏まえ、今後 の新たな機能を有した場合の事業効果や事業コスト等を検証したうえで、補強計画及 び施設の整備方針を定めます。

■ 活用促進に向けた施設整備

耐震診断後の検証の中で、今後一年を通じて施設の活用を一層促進し、滞在できる施設への転換を図るべきかどうかを総合的に検証したうえで、空調機能の整備方針を定めます。また、仮に、施設に新たな価値を付加することが決定した際は、その実現に必要な設備の整備についても併せて検討します。

なお、資料館は貴重な文化財を保存・展示するという役割を担っていますが、現在の施設が空調機能を有した場合においても、施設自体が木造建築であることから気密性は低く、もとより耐火性が低いことから、後世に文化財を残す環境としては、最適性を有していません。そのため、文化財を保存・展示する場所として、より気密性・耐火性の高い施設への移設についても検討します。

■ 新たな機能の可能性と利用者のニーズの把握に向けた調査

島本町内のみならず町外からの集客効果が見込める立地条件を活かし、若年層世代にも魅力を感じてもらい、また、日常的に利用される施設に転換することを検討します。その際、町全体の魅力向上につながる新たな価値を創出するため、にぎわいづくりの視点や地方創生の考えから、民間のノウハウを導入することが望ましいと考え、今後民間企業の参入の可能性があるか、またどのような価値を付加することが可能なのかなどを把握するため、民間企業への調査を行います。

それに先行して、地域住民や町外の潜在的来訪者が、どのような機能を必要としているのか、どのような新たな機能が付加されたときに、是非一度訪れたいと思えるのかなどを把握するため、インターネット等を活用し、調査を行います。

先行する利用者のニーズ調査及び民間企業へのサウンディング調査と合わせ、耐震診断の結果を踏まえたうえで、施設の今後の具体的な事業計画を定めるため、耐震補強計画や、史跡桜井駅跡公園をはじめとする施設周辺の活性化を図ることも見据えた施設整備方針、民間活力の手法等の検討を進めていきます。

5 今後の事業スケジュール

令和6年度までの今後の事業スケジュール案については、下記に示したとおりです。なお、令和6年度以降のスケジュールについてはマーケットサウンディング等の結果を踏まえて今後検討します。また、事業内容の進捗状況や調査結果等に応じて変更の可能性があります。

歴史文化資料館の移転及び新たな活用に向けたスケジュール案							
事業内容	R 5	R 6					
町としての方針、アンケート							
【麗天館利活用企画】前提条件・現状整理・課題抽出							
【麗天館利活用企画】マーケットサウンディング (民間の参入可能性)		→					
【麗天館利活用企画】整備方針の策定		→					
耐震診断		—					
補強計画(案)作成							